

# 令和3年第12回金沢市農業委員会総会

## 議 事 録

- 1 日 時 令和3年12月23日（木） 午後4時～午後5時
- 2 場 所 金沢市第二本庁舎2301会議室
- 3 議 件 「令和3年第12回金沢市農業委員会総会議案書」  
のとおり
- 4 出席者 別紙のとおり  
(農業委員19名、農地利用最適化推進委員9名、  
事務局5名)
- 5 議 事 別紙のとおり

## 令和3年第 12 回金沢市農業委員会総会出欠者名簿

### 農業委員

	委員氏名	出欠
1	井口 栄市	○
2	河井 剛	○
3	伴 美代子	○
4	東中 守	○
5	宮岸 好一	○
6	米光 かおる	○
7	二口 和忠	○

	委員氏名	出欠
8	太平 雅也	○
9	中村 真一	○
10	松平 裕喜	○
11	庄田 純一	○
12	下村 繁之	○
13	五坊 隆一	○
14	奥村 明義	○

	委員氏名	出欠
15	藤田 礼子	○
16	北本 久一	○
17	菊知 亮	○
18	小林 博紀	○
19	川端 満	○

出席 19名

欠席 名

計 19名

### 農地利用最適化推進委員

	委員氏名	出欠
1	高島 幸正	○
2	東 穰	○
3	武藤 昌弘	○
4	中川 栄樹	○

	委員氏名	出欠
5	北山 新一	○
6	山村 哲夫	○
7	西村 健	○
8	鮎岡 裕	○

	委員氏名	出欠
9	北村 清勝	○

出席 9名

欠席 名

計 9名

### 農業委員会事務局

	氏名・役職
1	朝日事務局長
2	村井事務局長補佐

	氏名・役職
3	相澤係長
4	山腰主査

	氏名・役職
5	松本主査

計 5名

別紙

事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまから、令和3年第12回金沢市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>金沢市農業委員会憲章を唱和いたしますので、ご起立願います。</p> <p>前文を朗読しますので、前文に引き続きご唱和願います。</p>
	<p>(憲章の唱和)</p>
事務局長	<p>どうもありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>それでは、井口会長からご挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>(会長挨拶)</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、これより農地部門の議案審議に入ります。</p> <p>この会議の議長は、金沢市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が務めることになっております。</p> <p>会長よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>それでは議事の方を進めてまいります。</p> <p>本日の出席委員数は、ただいまのところ19名であります。よって、総会の定足数に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、推進委員の出席者は9名であります。</p> <p>なお、本日の議事録署名委員には、米光委員と松平委員の2名を指名いたします。ここで議案審議に入る前に、会長が行う議長の職務の一部を副会長に委任することについて、お諮りいたします。</p> <p>農地部門に関する議事につきましては、農地小委員会の委員長を兼務する副会長に議長をお願いし、その専門的な立場から会議を進めた方が良いと思われまますがいかがでしょうか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>

会 長	<p>ご異議なしと認め、本件はそのように決定いたします。  それでは、ただ今から農地部門の議案審議に移ります。  太平副会長、議長をお願いします。</p>
太平副会長	<p>それでは、お手元の議案書をお開きください。  最初に、前回の令和3年第11回総会での議決事項に関する事務処理状況について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>令和3年第11回総会での議決事項に関する事務処理状況について報告いたします。</p> <p>農地法第3条許可申請5件については、11月25日付けで許可書を交付しております。</p> <p>農地法第4条許可申請2件については、11月26日付けで石川県知事あてに送付し、番号1については、12月21日付けで、番号2については、12月14日付けで許可書が交付されております。</p> <p>農地法第5条許可申請2件については、11月26日付けで石川県知事あてに送付し、12月14日付けで許可書が交付されております。</p> <p>非農地証明願13件については、11月25日付けで証明書を交付しています。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画については、12月1日付けで公告しております。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につい</p>

	<p>て、ご説明いたします。議案書は1ページから2ページです。</p> <p>今回、安原地区から2件、湯涌地区から1件、森本地区から2件、計5件の申請がありました。</p> <p>番号1は打木町、番号2は下安原町の案件で、世帯内贈与のため、所有権を移転するものです。</p> <p>番号3は上山町、番号4は小池町の案件で、経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>番号5は湖南町の案件で、経営規模の拡大のため、賃借権を設定するものです。</p> <p>申請地の現況は全て田または畑であり、譲受人の耕作状況等についても問題ありません。</p> <p>以上、5件で、面積は50,457㎡です。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
<p>太平副会長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
<p>太平副会長</p>	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおりに許可することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
<p>太平副会長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおりに許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、及び議案第3号 農地法第5条の規定に係る事業計画の変更申請に対する意見決定について、関連がございますので、一括して上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。

議案書は 3 ページです。お手元の地図と併せてご覧ください。

今回、内川地区から 1 件の申請がありました。

番号 1 は、三小牛町の案件で、賃貸借による権利の設定を伴う産業廃棄物施設用地への転用申請です。

農地の区分は、土地改良事業等の農業公共投資の対象となった農地であることから第 1 種農地と判断されますが、既存の産業廃棄物施設の敷地を拡張するものであることから許可相当であると考えます。

続けて、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定に係る事業計画の変更申請に対する意見決定について、ご説明いたします。

議案書は 4 ページです。お手元の地図の 2 ページと併せてご覧ください。

今回、金城地区から 1 件の申請がありました。

本事業計画は平成 24 年 3 月 22 日付けで農地法第 5 条の許可を受けたもので、これまで残土処分場として埋め立てが行われてきましたが、地滑りが発生したため埋立てを一時中断していました。その後、石川県と事業者との協議の結果、盛土高を当初計画より 5 メートル下げて埋立てを完了することとなったことから、事業計画の申請があったものです。

また、地滑りが落ち着くまで埋立て工事を見合わせていたため、事業完了予定時期を令和 4 年 8 月に変更することとしています。

本事業計画変更については、地滑りによる危険性を考慮し事業規模を縮小したものであること、変更後の事業計画の実施が確実であること、周辺農地のへの影響が少ないこと等から変更を認めることが相当であると考えます。

以上、5 条の許可申請が 1 件で面積は合計 21,357 m<sup>2</sup>、5

	<p>条の規定に係る事業計画の変更申請が1件で面積は合計2,389 m<sup>2</sup>です。ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
<p>太平副会長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑に入ります前に申請案件について現地調査を行っておりますので、東委員から調査結果をご報告願います。</p>
<p>東委員</p>	<p>12月16日、二口委員、宮岸委員、高畠委員及び地区担当委員並びに事務局職員2名とともに現地調査を行い、申請書のとおりであることを確認したので、ご報告いたします。</p>
<p>太平副会長</p>	<p>ありがとうございました。 それでは、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
<p>太平副会長</p>	<p>質問がないようですので、お諮りします。 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、及び議案第3号 農地法第5条の規定に係る事業計画の変更申請に対する意見決定については、原案のとおり許可することが相当であると決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
<p>太平副会長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第2号及び議案第3号は、原案のとおり許可することが相当であると決定いたします。 次に、議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について上程いたします。 事務局、これについて説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明いたします。議案書は5ページです。 今回、安原地区から2件の申請があり、面積は合計3,098 m<sup>2</sup>です。 現地の状況につきましては、12月6日に太平委員と事務局職員1名の計2名で現地調査を行い、申請地すべてにおいて申請どおり耕作されていることを確認しました。</p>

	<p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
<p>太平副会長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
<p>太平副会長</p>	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
<p>太平副会長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について上程いたします。事務局、これについて説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書は6ページから8ページです。</p> <p>利用権貸借の一般分について、番号1及び番号2の2件の申し出がありました。</p> <p>賃借権を設定する、契約期間が10年の新規設定が1件、使用貸借による権利を設定する、契約期間が10年の新規設定が1件で、面積は合計2,248㎡です。</p> <p>利用権貸借の機構分については、1件の申し出がありました。賃借権を設定する、契約期間が10年の新規設定で、面積は合計15,738㎡です。</p> <p>また、所有権移転について、1件の申し出があり、面積は合計13,195㎡です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>

太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおりに決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおりに決定いたします。</p> <p>続きまして、報告事項にまいります。</p> <p>報告第1号 農地法第4条第1項第8号及び報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は9ページから20ページです。</p> <p>届出件数は、第4条が8件で、面積は合計2,894㎡、第5条が30件で、面積は合計15,056㎡です。内容、転用目的については議案書に記載のとおりです。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地法第18条第6項の規定による届出について、報告いたします。議案書は21ページから23ページです。</p> <p>届出件数は6件で、解約理由は自作のためが4件、所有権移転のためが1件、転用目的のためが1件で、面積は合計</p>

	19,385 m <sup>2</sup> です。
太平副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
太平副会長	質問がないようですので、次に報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告いたします。議案書は24ページから26ページです。 届出件数は5件で、面積は合計3,458 m <sup>2</sup> 、取得事由は相続及び時効取得で、あっせんの希望はありません。 報告は以上です。
太平副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
太平副会長	質問がないようですので、以上で、農地部門の予定の案件は、終了いたしました。 慎重なご審議のうえ、円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。 それでは、これにて議長を交替いたします。
会 長	太平副会長、どうもありがとうございました。 それでは、協議・連絡事項に移りたいと思います。 事務局、説明をお願いします。
事務局	(資料に基づき、内容説明)
会 長	ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会 長	それでは最後に、12月中の農業委員の相談・活動内容について、活動されました各委員から報告がありますので、説明をお願いします。

各委員	(各委員から報告)
会 長	ただいま、各委員から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会 長	ほかに何かありますでしょうか。 なければ、これで会議を終了させていただきます。 委員の皆さん、ありがとうございました。
事務局長	井口会長、ありがとうございました。それでは、最後に、二口副会長、閉会のご挨拶をお願いします。
二口副会長	(副会長挨拶)
事務局長	ありがとうございました。委員の皆様には、本日はご苦労様でした。以上で、散会といたします。